

## 官民データ活用推進基本計画（案） 個人情報保護委員会関連施策（抄）

### I. 官民データ活用推進基本計画に基づく施策の推進

#### 2 推進体制

##### (2) 関係本部等との連携

IT に関する政府全体の政策の推進に当たっては、サイバー空間とフィジカル（実）空間が高度に融合・一体化する Society 5.0 の実現を目指す中、IT が社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部、個人情報保護委員会をはじめ、関係本部等の取組との緊密な連携を図る。

##### ・ 個人情報等の適正な取扱いの確保（個人情報保護委員会の取組）

個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を含む官民データの利活用の推進に当たっては、官民データ基本法第3条（基本理念）に「官民データ活用の推進は、（中略）個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）（中略）による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない」と定められていることを踏まえ、個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定にのっとりた個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。

また、個人情報の国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、日 EU 間の相互の個人データ移転枠組みや、APEC の越境プライバシールール（CBPR）を推進してきた立場から、国際会議や二国間の枠組み等を活用し、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進める。

## II. 施策集

### II - (4) データ利活用のルール整備【官民データ基本法第 12 条関係】

#### [No. 4 - 2] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信

- ・ 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。
- ・ 個人情報保護委員会は、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に対応し、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。
- ・ これにより、パーソナルデータ（匿名加工情報を含む。）の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。

### II - (12) 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

#### [No. 12 - 1] 国際的なデータ流通の推進

#### [No. 12 - 2] 日 EU 間における個人データの円滑な越境移転のための環境の整備、APEC の CBPR システムの推進及び、個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みの構築